南城市

運動部活動等の在り方に関する方針

令和元年5 月
南城市教育委員会

目　次

本方針策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（1 ）運動部活動の方針の策定等
（2 ）指導･運営に係る体制の構築

2　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組・・・・・・・・・・　4
（1 ）適切な指導の実施
（2 ）運動部活動用指導手引の普及・活用

3　適切な休養日等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

4　生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・7
（1 ）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
（2 ）地域との連携等

5　学校単位で参加する大会等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

【資料1 】運動部活動の位置づけ
・中学校学習指導要領　平成 29 年 3 月(抜粋）
【資料2 】学力向上推進本部会議からの提言
・学力向上推進本部会議からの提言（平成 29 年 9 月）

本方針策定の趣旨等

○　本方針は、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

・　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

・　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

・　学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

○　南城市教育委員会及び市立学校は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」及び「運動部活動等の在り方に係る方針」（沖縄県教育委員会）に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

○　小学校段階のスポーツ活動についても本方針に準じて、速やかに改革に取り組む。その際、主に小学生が加入し行われるスポーツ少年団等の活動は、学校の教育活動に位置づけられてはいないものの、小学生の発達の段階を考慮し、心身の成長や学校生活への影響等がないよう、学校体育所管課、スポーツ少年団所管課、沖縄県体育協会、南城市体育協会、南城市教育委員会、校長、指導者、保護者の連携のもと適切な活動が行われるよう留意する。

○　南城市教育委員会は本方針に基づき、関係機関との連携のもと、児童生徒が所属する団体及びチーム等のフォローアップを行う。

１ 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 南城市教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」及び「運動部活動等の在り方に係る方針」（沖縄県教育委員会）を参考に、「設置する　学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」等に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、上記イに関し、沖縄県教育委員会の支援を受けながら、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員※1の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

※1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

イ　学校の設置者は、南城市内の中学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員を配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修※2を行う。

ウ　校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ　学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ　学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日　文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」※3を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

※2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 29 年 3 月 14 日付け 28 ス庁第 704 号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

※3　当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等，「超勤4項目」以外の業務については，校長は，時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ，早朝や夜間等，通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合，服務監督権者は，正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

２ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

ア 校長、運動部顧問及び指導者は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校における下記の取組が徹底されるよう学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

○ 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、指導者と生徒の信頼関係を前提とした指導を行うようにする。

○ 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に夏季の活動においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。大会等への参加についても同様とする。

○ 学校教育の一環として行われる運動部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかり区別して行うようにする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月 文部科学省)にある(体罰等の許されない指導と考えられるものの例)等を踏まえた指導となるよう留意すること。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 運動部顧問は、中央競技団体※4が、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のため作成する指導手引(競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究※5も踏まえ、以下を基準とする。

○ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※4 スポーツ競技の国内統括団体

※5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ　南城市村教育委員会は、1(1)の掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ　校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り各運動部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ　なお、休養日及び活動時間等の設定について地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けるなど、工夫した取り組みを行うようにする。

オ　小学生が加入して行われるスポーツ少年団等の活動（以下、小学生の部活動）においては、中学校の前段階となる小学校児童の発達の段階を考慮し、上記アにある休養日の設定、活動時間の基準を踏まえた活動となるよう留意する。

○　学期中は、週当たり3日以上※6の休養日を設ける。（平日は少なくとも2日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
○　長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
○　毎月第3日曜日の「家庭の日」は休養日とする（ただし、大会を除く）。
○　1日の活動時間は、長くとも平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間以内※7とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。小学生の体力、家庭における団らんの時間や学習時間の確保、規則正しい生活リズムの形成等、小学生の発達段階を考慮し、計画的に練習を実施すること。
　小学生の部活動に関しては、指導者が保護者や地域の方である場合を考慮し、部活の練習終了時刻※8を午後7時とする。

※6「沖縄県学力向上推進本部からの提言」（平成30年度9月　一部抜粋）

3　体力の向上及び部活動の充実と適正化の推進
(3)部活動(スポーツ少年団等の活動を含む)の充実と適正化
○　健全な心身の成長を促進するため、活動時間を適正化し、毎月第3日曜日の「家庭の日」に加え、小学校は平日2日以上と土・日曜日は少なくとも1日以上、中学校は平日少なくとも1日、土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日に設定しましょう。

※7　大会や合宿、複数チームが集まって実施する練習試合等は除く。
※8　練習終了時刻とは、練習、片づけ、ミーティング等、部活に係る内容を終了し、練習場所から帰宅させる時刻を指します。

（配慮事項）

○　活動後の家庭学習や家庭団らんの時間確保、翌日の授業への集中等に影響が及ばないよう、児童の心身の負担等を考慮して活動を行うようにしてください
○　部活に参加する児童が事件・事故に巻き込まれることがないよう安全管理を徹底して行うようにしてください。
○　地域行事への積極的な参加を促してください。練習試合等を入れず、地域行事へ参加しやすい環境づくりに留意してください。
○　各種大会や強化試合への出場については精選し、大会等が続くことによって、休養日が設定できない状態とならないように留意してください。
○　塾や習い事など、個人の活動を規制しないよう留意してください。
○　部活動を通して健全育成を図るような取り組みをしてください。
○　小学校段階は、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」段階であることに留意してください。（勝敗や成功・失敗だけで判断するのではなく、個々の成長を促す取り組みをしてください）
※　肉体的な体罰だけでなく、言葉による暴力も含めた「体罰」を絶対にしない、絶対にさせないチームづくりについて、チームスタッフ、保護者等で確認し、確実に取り組むようにしてください。

4　生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

ア　本市を含め、全国的に1週間の総運動時間が1時間未満の生徒に2極化の傾向がある。県の方針を踏まえ、下記のようにスポーツ環境の整備を行う。

○　校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様である[※9]中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことが出来る運動部を設置するよう努める。

イ　県教育委員会及び南城市教育委員会は少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2)地域との連携等

ア　学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ　学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

ウ　学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

※9　スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成 30 年 2 月公表)では運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「友達と楽しめる(男子 46.3%・女子 64.1%)」、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる(男子 44.7%・女子 56.8%)」、「自分のペースで行うことができる(男子 39.7%・女子 53.0%)」が上位であった。

5　学校単位で参加する大会等の見直し

ア　学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

また、運動部が参加する大会数の上限の目安については学校と協議の上定める。

イ　校長は、沖縄県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

本方針は、生徒がスポーツを楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするといった、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示している。

しかしながら、今後、全国的に少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、本県においても、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築を考えていく必要がある。

このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じ、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある

今後、学校における運動部活動が、社会のさまざまな変化にも対応しながら、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りつつ、関係者が一体となり、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されていくことを望むものである。

【資料1】運動部活動の位置づけ

学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意する」ことを明示しています。

中学校学習指導要領（平成２９年３月）（抜粋）

第１章　総則　第５　学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第２章　各教科　第７節 保健体育　第３　指導計画の作成と内容の取扱い

第１章総則の第１の２の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし，特別活動，運動部の活動などとの関連を図り，日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお，体力の測定については，計画的に実施し，運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

【資料2】学力向上推進本部会議からの提言

義務教育課学力向上推進室が開催する、沖縄県学力向上推進本部会議からの提言の3(3)において、小学校のスポーツ少年団及び中学校の部活動における適正な活動時間と休養日の設定について明示している。

提言

沖縄県学力向上推進本部会議からの提言

～子供達に「確かな学力」を身につけさせよう～

平成２９年９月
義務教育課学力向上推進室

本年度より、学力向上主要施策「学力向上推進プロジェクト」がスタートしました。
本県幼児児童生徒の学力を全国水準に高めるよう、学校・家庭・地域・行政が連携した取組を推進していきましょう。

３　体力向上および部活動の充実と適正化の推進

人としての活動は、体力・知力・気力が一体となって行われます。その人間の源であり、「生きる力」の重要な要素である体力を以下の取組を通して向上させていきましょう。

（学力向上推進プロジェクト：方策１，４）

(1) 生涯にわたって運動･スポーツを愛好していく意欲を育てる体育授業の工夫改善

生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成する体育･保健体育の授業を工夫改善し充実を図りましょう。

(2) 各学校における「一校一運動」の充実を図る

各学校において、「徒歩登校の奨励」や「朝のスポーツ活動」「校庭へのサーキットコースの設置」等、体育の授業以外で体を動かす機会を設け、日常的に運動に親しむ習慣･環境づくりに取り組みましょう。

(3) 部活動(スポーツ少年団等の活動を含む)の充実と適正化を図る

部活動等を通して、子供達の学習意欲、責任感、連帯感を育成する観点から加入率を高めるとともに活動の充実を図りましょう。

また、健全な心身の成長を促進する観点から、活動時間を適正化し、毎月第三日曜日の「家庭の日」に加え、小学校は平日2日以上と土･日曜日いずれか1日、中学校は平日1日と土･日曜日のいずれか1日を休養日に設定しましょう。